

職場復帰プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神疾患により長期療養中の教職員が職場復帰する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次に定めるとおりとする。

- 一 「教職員」とは、県教育委員会の任命に係る教職員（定年前再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を除く。）をいう。
- 二 この要綱で「職場復帰プログラム」とは、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の定めるところにより、精神疾患により長期療養中の教職員が職場復帰前に試験的に継続して出勤（次号に定めるものを除く。）し、職場復帰の準備のために活動することをいう。
- 三 「慣らし出勤」とは、県教育長の定めるところにより、職場復帰プログラム終了後、同プログラム終了日の翌日から職場復帰日の前日までの間、職場復帰が可能と見込まれる教職員が希望し、県教育長が認める期間について行うことができる試験的な出勤のことをいう。

(職場復帰プログラムの実施)

第3条 次に掲げる教職員が、職場復帰後速やかに円滑な職務遂行ができるよう、職場復帰プログラムを実施する。ただし、身体疾患の場合はこの限りでない。

- 一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による病気休職（以下「休職」という。）中の教職員
- 二 職員の勤務時間、休憩等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第14条及び公立学校教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第13条の規定による病気休暇（以下「病気休暇」という。）を30日以上又は1月以上取得中の教職員のうち、希望する者

(職場復帰プログラムの期間及び場所)

第4条 職場復帰プログラムの期間は、原則として、教員（副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員）は6週間、教員以外の者は4週間とし、休職者が所属する職場において行う。ただし、所属長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮又は延長することができる。

(職場復帰プログラム実施の申請等)

第5条 第3条各号に掲げる教職員（以下「当該教職員」という。）が、職場復帰プロ

プログラムの実施を申請するときは、職場復帰プログラム実施申請書（第1号様式）に職場復帰プログラム申請時診断書（第2号様式）を添え、所属長を經由して県教育長に提出するものとする。この場合において、所属長は、職場復帰プログラム実施に関する意見書（第3号様式）を県教育長に提出するものとする。

2 職場復帰プログラム実施申請書の提出期限は次のとおりとする。

- 一 休職者は、復職予定日の3ヵ月前とする。
- 二 病気休暇の取得日数が90日を超えない日から職場復帰プログラムを開始しようとする者は、職場復帰プログラム開始日の1ヵ月前とする。
- 三 病気休暇の取得日数が90日を超えた日から病気休暇を延長し、職場復帰プログラムを開始しようとする者は、病気休暇の取得日数が90日満了となる日の1ヵ月前とする。この場合において、職場復帰プログラムは病気休暇の取得日数が91日から100日までの間に開始するものとする。

（職場復帰プログラムの承認）

第6条 県教育長は、前条第1項の申請があった場合において、職場復帰プログラムを実施することが適当であると認めるときは、これを承認する。

2 県教育長は、前項の承認をしたときは、職場復帰プログラム実施承認書（第4号様式）により、所属長を經由して通知する。

（職場復帰プログラムの開始）

第7条 所属長は、前条第2項の通知があったときは、県教育長と協議して、職場復帰プログラム実施計画書（第5号様式）を作成し、県教育長に提出し、職場復帰プログラムを開始するものとする。

2 所属長は、あらかじめ当該教職員本人及び主治医に職場復帰プログラム実施計画書を周知するものとし、プログラムの目的が達成できるよう主治医と十分連携を図るものとする。

3 職場復帰プログラムの開始にあたっては、プログラム中の事故等に対応するため、保険に加入するものとする。

（職場復帰プログラムの記録）

第8条 当該教職員は、プログラム実施期間中はプログラム実施日ごとに職場復帰プログラム日誌（第6号様式）を作成し、週ごとに所属長へ提出し、確認を受けるものとする。

2 所属長は、職場復帰プログラムの実施状況について、職場復帰プログラム観察記録（第7号様式）を作成するものとする。この場合において、所属長は、必要に応じ、県教育長の承認を得て、市町教育委員会（市町が設置する学校組合に置かれる教育委

員会を含む。以下同じ。)の職員及び県教育委員会の職員等に、職場復帰プログラム実施状況の観察を依頼し、意見を求めることができる。

(職場復帰プログラムの中止・変更)

第9条 所属長は、職場復帰プログラムの第6条の承認を受けた後、必要が生じた場合は、県教育長と協議して当該プログラムを中止し、又は期間等を変更することができる。

2 所属長は、前項により職場復帰プログラムを中止し、又は変更したときは、速やかに職場復帰プログラム中止・変更報告書(第8号様式)により県教育長に報告するものとする。なお、職場復帰プログラムを変更した場合は、変更後の職場復帰プログラム実施計画書を添付しなければならない。

(職場復帰プログラムの終了)

第10条 所属長は、職場復帰プログラムを終了したときは、速やかに、職場復帰プログラム終了報告書(第9号様式)に職場復帰プログラム観察記録を添えて、県教育長に報告するものとする。

(職場復帰プログラム中の給与等の取扱い)

第11条 職場復帰プログラム中の対象教職員に対しては、休職中又は病気休暇期間中の教職員に対して支給される給与等以外は、いかなる給与も支給しない。

2 職場復帰プログラム中の教職員は、職場復帰プログラム中の期間、災害等を補償する保険に、県の負担で加入するものとする。なお、プログラム実施中に発生した災害については、公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合があるので、所属長は県教育委員会事務局所管課に相談するものとする。

3 職場復帰プログラムの終了後、慣らし出勤を希望し、県教育長がこれを認める場合は、慣らし出勤をすることができる。この場合において、当該慣らし出勤中の給与等の取扱いについては前2項を準用する。

4 前項の規定により慣らし出勤を希望しようとする教職員は、慣らし出勤(兼保険加入)承認申請書(第10号様式)を所属長を経由して、県教育長に提出しなければならない。県教育長は、慣らし出勤(兼保険加入)承認申請書が提出された場合、これを審査し、その結果を所属長を経由して当該教職員に通知するものとする。

(市町教育委員会の経由等)

第12条 第5条の提出、第6条第2項の通知、第7条第1項の提出、第8条第2項の承認、第9条第1項の協議及び同条第2項の報告、第10条の報告並びに第11条第4項の申請は、市町立学校の場合にあっては市町教育委員会を経由して行うものとする。

2 第5条第1項の申請において、市町教育委員会を経由する場合には、市町教育委員会は、意見書（第11号様式）を県教育長に提出するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、職場復帰プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行し、平成15年4月1日以後復職することとなる教員の職場復帰支援プログラムから適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成27年1月1日以降に実施する教職員の職場復帰プログラムから適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

所属名
職 名
氏 名

職場復帰プログラム実施申請書

下記のとおり職場復帰プログラムを受けたいので、職場復帰プログラム実施要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 復帰予定日 年 月 日（ ）

2 希望する実施期間 年 月 日（ ） から

年 月 日（ ） まで

職場復帰プログラム申請時診断書

住所		
氏名	男・女	年 月 日生（ 歳）
診断名		
病状の経過の概要		
職場復帰プログラム実施への意見		
職場復帰プログラム実施上の配慮		
上記のとおり診断します		
年 月 日		
所在地		
医療機関名		
医 師		

番 号
年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

所属名

所属長氏名

職場復帰プログラム実施に関する意見書

本校（職名）（氏名）から、別添のとおり職場復帰プログラム実施願が提出されました。

については、職場復帰プログラム実施要綱第5条の規定に基づき、意見書を提出します。

記

所属長の意見

--

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

（所 属 名）
（職 名）（ 氏 名 ） 殿

香川県教育委員会教育長

職場復帰プログラム実施承認書

年 月 日付けで申請のあった職場復帰プログラム実施について、
職場復帰プログラム実施要綱第6条第2項の規定に基づき承認します。

香川県教育委員会教育長 殿

所属名
所属長氏名

職場復帰プログラム実施計画書

年 月 日付け 第 号で承認のあった職場復帰プログラムについて、
職場復帰プログラム実施要綱第7条の規定に基づき、計画書を提出します。

記

職・氏名	実施予定期間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
支援 体制			
	支援パートナー 職・氏名		
週	目 標	実施 時間	実 施 内 容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
備 考			

第6号様式(第8条関係)

職場復帰プログラム日誌 (本人記入用)

第()週

月 日 (曜日)	実施時間	実施内容	感想
月 日 ()	時 分 ～ 時 分		
月 日 ()	時 分 ～ 時 分		
月 日 ()	時 分 ～ 時 分		
月 日 ()	時 分 ～ 時 分		
月 日 ()	時 分 ～ 時 分		
所属長から 本人への コメント			

第7号様式 (第8条関係)

職場復帰プログラム観察記録

第 () 週

月 日 (曜日)	実施時間	実施内容	実施状況
所属長 所 見			

香川県教育委員会教育長 殿

所属名
所属長氏名

職場復帰プログラム中止・変更報告書

年 月 日付け 第 号で承認のあった職場復帰プログラムについて、
下記のとおり中止・変更したので、職場復帰プログラム実施要綱第9条第2項の規定に
基づき報告します。

記

対 象 者	職・氏名
変更の種類	中 止 ・ 期 間 短 縮 ・ 期 間 延 長
当初の実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
中止の期日	年 月 日 ()
期間の変更	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
中止・変更の理由	
所属長の意見	

※ 理由等が分かる資料があれば添付すること

第9号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

所属名
所属長氏名

職場復帰プログラム終了報告書

年 月 日付け 第 号で承認のあった職場復帰プログラムが終了したので、
職場復帰プログラム実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

対 象 者	職・氏名
実 施 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施後の 所属長の意見	

※ 職場復帰プログラム観察記録を添えること

香川県教育委員会教育長 殿

所属名
職名
氏名

慣らし出勤（兼保険加入）承認申請書

慣らし出勤を希望しますので、職場復帰プログラム実施要綱第11条第4項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 復帰希望日	年 月 日（ ）
2 職場復帰プログラム 終了予定日	年 月 日（ ）
3 慣らし出勤の期間	年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） まで
4 保険加入	慣らし出勤中の災害等を補償する保険に、香川県が保険料を負担して加入する。
5 所属長の承認	慣らし出勤の実施は、適当と認めます。 年 月 日 所属長

第 11 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

市町（学校組合）教育委員会

意 見 書

（ 所 属 名 ）（ 職 名 ）（ 氏 名 ）の職場復帰プログラム実施願について、
職場復帰プログラム実施要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり意見を添えて
提出します。

記

市町教育委員会の意見

--